

議案第59号

新居浜市公園条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市公園条例の一部を改正する条例

新居浜市公園条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「昭和31年政令第290号。以下「令」という。」を「昭和31年政令第290号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づく法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前各号に規定する建築物を除く。）当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 3 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第31条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園に設ける建築物等の設置基準を追加するため、及び引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。